

正保若狭国絵図の作成過程

渡邊秀一*

I. はじめに

官撰国絵図に関する研究の嚆矢は、管見では、河田顕¹⁾の論考である。それを出発点とすれば、官撰国絵図に関する研究には1世紀をこえる歴史がある。しかし、実際に国絵図研究が本格化したのは、1970年代から1980年代にかけてのことであった。

現在の官撰国絵図に関する歴史地理学研究は、川村²⁾の業績に負うところが大きい。川村は江戸幕府が実施した5回に及ぶ国絵図作成事業について、その目的や作成過程・図式および内容の特色など、多岐にわたる詳細な考察を行った。そうした成果の上に、上原による肥後国絵図³⁾に関する考察をはじめとして、山城⁴⁾、阿波⁵⁾、出羽⁶⁾の官撰国絵図に関する考察が近年相次いで発表されいるが、絵図内容の整理や作成過程に関する考察から、構図上の特色へと分析の範囲が広がりつつある。

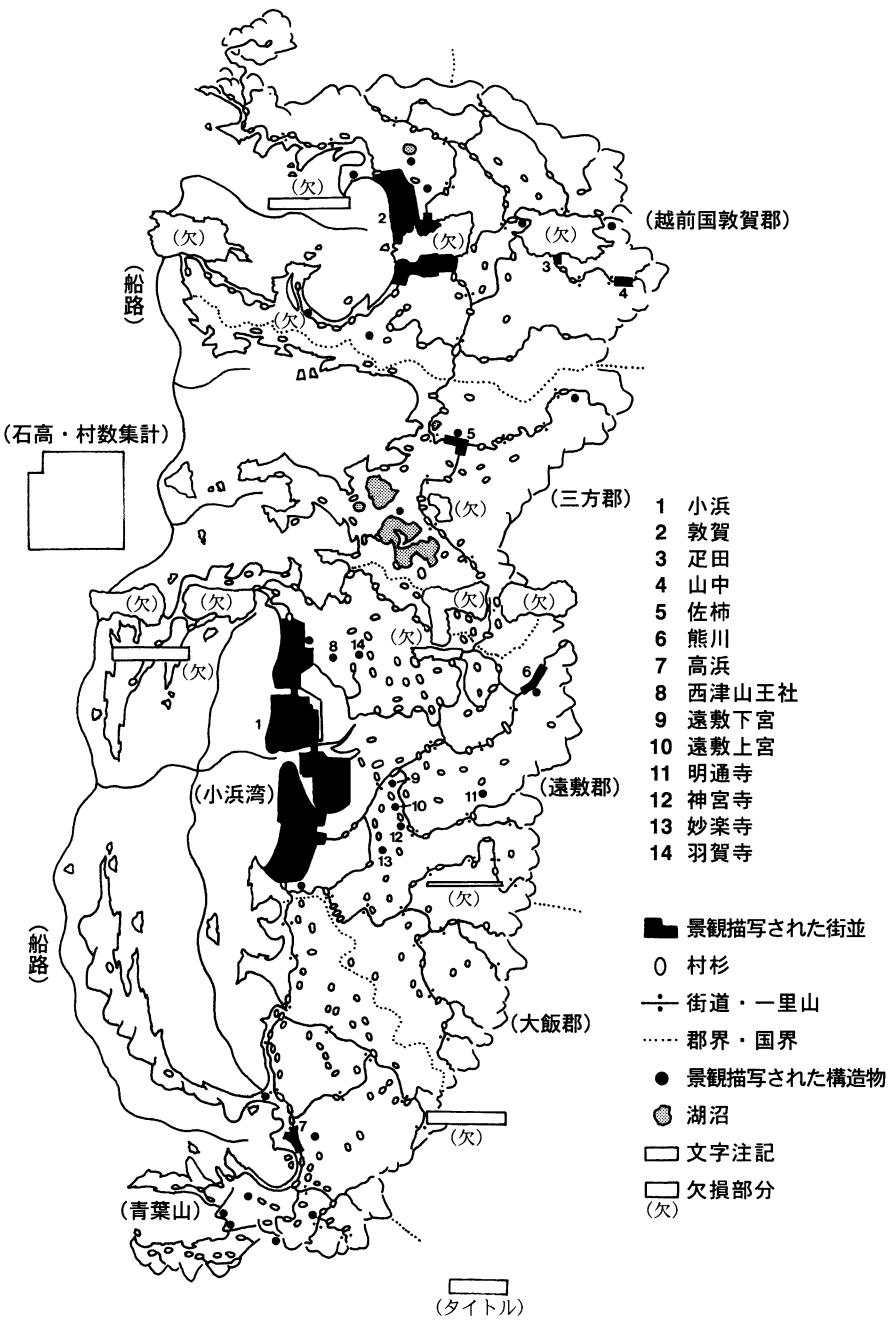
若狭国の場合、幕府撰国絵図のうち慶長国絵図および元禄国絵図の存在は確認できていないが、正保国絵図の写図と考えられている小浜市立図書館酒井文庫蔵「若狭敦賀之絵図⁷⁾」(第1図)と国立公文書館内閣文庫蔵の「天保若狭国絵図⁸⁾」があり、それぞれ複製

図版によって既に紹介されている。

「若狭敦賀之絵図」は、はじめ元禄国絵図と考えられていた⁹⁾。しかし、その後の調査によって、①らい紙に記載された若狭三郡・敦賀郡の石高が正保郷帳にほぼ一致すること¹⁰⁾、②三方五湖と周辺の景観が1662(寛文2)年に発生した地震以前のものであること、③図式が正保国絵図に酷似すること、④国立公文書館内閣文庫の中川忠英旧蔵国絵図に含まれ、正保国絵図の写図と考えられている「若狭國并越前國¹¹⁾」と内容的に一致することなどが指摘され、現在では正保国絵図の控絵図であるという見解に落ち着いている¹²⁾。

「若狭敦賀之絵図」の図式は確かに正保国絵図のそれと酷似している。しかし、「若狭敦賀之絵図」を正保国絵図の控絵図とする見解には疑問がある。「若狭敦賀之絵図」の顯著な特色は、小浜城と侍町・小浜町を含め7ヵ所の町場を景観描写していること、絵図の範囲が若狭国と越前国敦賀郡の2ヵ国にまたがっていることである(第1図)。小浜城の景観描写は正保城絵図で幕府が求めたものである¹³⁾が、小浜町などの町場の景観描写は、川村や礒永の正保国絵図に関する研究成果を見る限り、他に例を見いだせない¹⁴⁾。また、絵図の範囲が2ヵ国にまたがることは一国単位を原則とする国絵図の様式に反し、「若狭敦賀之絵図」が正保国絵図の控絵図であると

* 敦賀短期大学



第1図 若狭敦賀之絵図（トレース図）

(『小浜市史 絵図地図編』図3より作成)

- 注) 1. 文字注記は省略した。
2. 山地は国境付近にとどめ、他は省略した。
3. () 内は筆者が補足した。

いう見解を疑うのに十分な根拠となる。

こうした「若狭敦賀之絵図」が正保国絵図の一つと言われ、疑われることがなかったのは、図式の類似性だけではなく、正保若狭国絵図の作成過程や内容が全く知られていないためもある。正保若狭国絵図は残存しておらず、またその関連絵図も「若狭敦賀之絵図」以外には知られていない¹⁵⁾ため、内容の検討は困難である。そこで、本稿では正保国絵図作成当時の小浜藩主酒井忠勝の書下を手がかりに、正保若狭国絵図と「若狭敦賀之絵図」の関係を視野に入れながら、正保若狭国絵図の作成過程を明らかにしていく。

II. 正保若狭国絵図の作成過程

(1) 酒井忠勝書下からみた作成過程

正保国絵図の作成は、1644（正保元）年12月に幕府が新規に国絵図の献納を指示したことから始まる。正保国絵図の作成に当たり幕府は、総則的基準23ヵ条（第1条には正保城絵図の作成に関する8ヵ条の細則を伴う）と、細則的基準に当たる「絵図書付候海辺之覚」17ヵ条という詳細な絵図の作成基準を示した¹⁶⁾。小浜藩にも、若干の字句の相違はあるものの、これと同一の条数・内容をもつ1644（正保元）年12月25日付「国絵図仕様覚書¹⁷⁾」（仮題）と、年月日不詳「繪圖ニ書付候海邊之覚¹⁸⁾」がある。さらに小浜藩には、藩内における国絵図作成に関する藩主酒井忠勝の指示を記した4点の書下が残っている。この書下は国絵図の具体的な作成過程を示すだけでなく、「若狭敦賀之絵図」の作成過程や性格を考える上でも重要な史料である。そこで、4点の書下の中から、これ以降の考察

に必要な項目を掲げておく。なお、史料の各条には便宜的に、1、2、3…と、それぞれの書下における条番号を補足した。

史料1 酒井忠勝書下（全12条¹⁹⁾）

4 一 國中并敦賀郡繪圖申付候ニ付而学雄指越候。足立七左衛門、草野文左衛門兩人奉行ニ申付候。学雄と相談仕三人一所ニ見廻り、成程念を入相違無之様ニ可仕立候。國々の繪圖 公儀江被召上候ニ付而申付候間、龜草ニ仕間敷候。委ハ学雄に覚書を渡口上ニも申含候。就夫郡奉行代官之者などへ談合仕る儀候ハム、何時も罷出相談仕候様ニ可申付候。勿論年寄共へも談合仕、可然様ニ仕立指上可申候。次ニ右三人國中ニ見廻り候時分ハ傳馬をもかし可申候。学雄ニ扶持方四人扶持成共五人扶持成共其元様子次第ニ絵書仕廻候内出し可申候。并兩人之奉行之者ニモ、在郷ありき候内ハ定之扶持方を出し可申候。

5 一 国中敦賀郡・高嶋郡知行高村付帳之事。是ハ兩人之郡奉行ニ申付、念を入同ことくの帳二冊ニ仕指上ヲ可申候。帳之仕立様別紙ニ書付遺候間、此通ニ可仕候。もしかつてん不參所候ハム、幾度も此方へ相尋可申候事。

6 一 右之絵書候ニ付而、鳥子紙絵之具なども相應ニ可申付候事。

三月廿六日

讃岐 御判

史料2 酒井忠勝書下（全7条²⁰⁾）

1 一 熊川町・高濱町・佐柿三ヶ所之町屋繪圖ニ書可申哉と申越候。此三ヶ所ハ大き成所ニ候間、町屋之躰を書可申候。并同所

- 茶屋之儀もからく書付可申候事。
- 2 一 上竹原天神・西津天王・小濱八幡・遠敷上下宮、惣而國中大社をハ繪圖ニ書可申哉と申越候。尤大社之分ハ繪圖ニ書可申候事。
- 3 一 妙通寺・神宮寺・妙樂寺・羽賀寺、ヶ様之古所をハ繪圖ニ書可申哉と申越候。是又尤候。古の名も有之、只今見申候而も見分大キなる所ハ書付可申候。大方の所ハ無用可仕候事。
- 4 一 遠敷下中郡名田庄之内知見村と申村ハ無之候。知見七ヶ村と申惣名ニテ御座候。七ヶ村之内小倉畠村・上ヶ野村・久坂村三村之高合弐百弐拾九石四斗三升七合余ヲ知見村と本帳ニ御座候。古本帳にも知見村と申村ハ無之候。右三ヶ村三所ニ御座候。七ヶ村之内残ル四村も別々ニ書分候而御座候。就夫右三ヶ村を繪圖ニ書候ヘハ高三ツにわかり候ゆヘ、本帳と繪圖と相違申候。本帳のことくに書候ヘハ、知見村と申村ハきハめて無之候。併本帳のことく書可申候哉、但繪圖ニハ有のまゝ村々の名と高を書可申候哉と申越候。定而吉之繪圖ハ龜相成事も可有之候間、此度ハ念を入見分仕まことの有駄を書付可申候事。此所斗にも限申間敷候。何方にも本繪圖本帳悪敷所ハ只今之有駄を念を入書付可申候事。
- 5 一 同庄之内虫鹿野村・木谷村・出合村・上ヶ原村・長谷村・虫谷村、此六村を虫鹿野村一村ニ高を結ひ、本帳ニモ古キ繪圖ニモ残五村ハ無御座、虫鹿野村斗御座候。此村つゝき近郷ノ内丹波ノ内へ歩ニテ通ひ申候。難所之山道御座候。御國境目にて候間、繪圖ニ残存をも書可申候哉と、此村之繪圖有増書付指越候。近郷丹波の繪圖上り候ニ、か様之山道も書候而、若彼地より坂下の在所長谷村への道の法いか程書付申候ハム、虫鹿野村斗ニテハ國之繪圖いかム可有之哉と申越候。此所も只今之有駄之村々何も書付可申候事。
- 6 一 國中繪圖之大サ、三疊敷か四疊半か、若不罷成候ハム六疊敷可然存候。餘大ク候ハム惡可有之候間、可有其心得候事。
- 7 一 炎天之時分ニ候間、急候ハム相煩可申候間、少々遅事ハ不苦候間、其心得仕相調可申候事。以上。
- 六月二日
- 学雄
- 足立七左衛門とのへ
- 草野文左衛門とのへ

史料3 若州繪圖好之覚（全10条²¹⁾）

- 1 一 本道通ニ両脇之松を書候ハんかと申越候。松を両脇ニ書候ハム、事外せハしく繪圖くろミがち可申候。らいの有之所ニハ少宛書候而も可然候事。
- 2 一 郷之石高、丸之上ニ札ヲ付可申候哉と申越候。それハ繪圖の面せハしく可有之候間、丸ノ内郷之名さへ書候ハム、札をハ可致無用候。其村々の石高ヲハ帳ニ作可越候。以来村を付候へと御好も候ハム、重而も成事にて候間、其分相心得可申候事。
- 3 一 繪圖之大きさの事、一里六寸と御好も候ハム、只今之ことくに可仕候事。
- 4 一 若狭三郡敦賀郡色取之事、申越候通可然候間、其元ニテ見合能様ニ可仕候事。
- 5 一 國堺之道之書付之事ハ、付札ハ惡可有之候間、直ニ書付可申候事。
- 6 一 高嶋郡知行高之事も本帳之末に書付可申候事。

- 右之外此方より申越候覚
- 7 一 西津彌師町、甲ヶ崎かたへ少々長書
出可申候事。
- 8 一 内の海の繪圖、北南へハ長候而能候
ヘ共、城より外の海の方つまり候てなり惡
候間、末紙のらいも海の方ニハ有之事候間、
今少書出し、城と大海の方廣成候様ニ可仕
候事。
- 9 一 外面には山々瀧を書入可申候事。
- 10 一 丹後堺ミせん松尾の山之事。山の上
ニテ二つにわれ候内、一つハミせんと申候
而丹後ノ山の由申候。一つの山ハ松尾と申
候而若狭の山之由内々聞及候間、能承届、
左様ニ候ハム、彼山を繪圖ニ書候而、ミせ
んの方ハ丹後之山、松尾の方ハ若狭山と書
付越候てハ如何可有之候哉。乍去能相尋候
て先一左右可申越候事。
右之通點合不參候所候ハム、重而可申越候。
繪圖遲候事ハ不苦候間、念を入調可申候。
以上。

八月廿三日

学雄
足立七左衛門
草野文左衛門かたへ

史料4 酒井忠勝書下（全4条²²⁾）

- 1 一 國中繪圖并知行高之帳持せ越候。委
ハ口上ニ申遣候間、学翁・足立七左衛門申
渡相調可申候事。
- 2 一 佐柿茶屋之指圖指越候。此跡之家共
事之外破損候間、何茂こほち候而指圖ノこ
とく可申付候。勿論たり候ハぬ道具立具之
儀ハ、去年こほち置候古家之道具入次第ニ
指越可申付候。奉行人手傳之儀も似合敷程
申付遣し可申候。新遣候ハて不叶所へハ遣

し可申候。過分ニ物之入候ハぬ様ニ念を入れ
可申付候。

- 3 一 学翁繪圖之儀ニ久々ほねを折、大分
之義を書立候間、為褒美銀子十枚出し可申
候。以上。

『小浜市史 藩政資料編一』ではこの4文書のうち年月日不詳の史料4を除く3文書を1645（正保2）年とし、史料1から史料4の順で掲載している。この順序に従って国絵図の作成作業が進行したと考えたのであろう。4点の文書のうち、史料1を最初に、史料4を最後に配列したことは妥当である。史料1では学雄（学翁）を含め3人の担当者が指名されており、小浜藩では1645（正保2）年3月になって具体的な作業が開始されたことがわかる。しかし、この段階で小浜藩が作成しようとしたのは若狭一国の絵図だけではなかった。1645年当時、小浜藩の領域は三方・遠敷・大飯の3郡からなる若狭一国と越前国敦賀郡、近江国高島郡、下野国安蘇・都賀2郡の合わせて12.35万石余りであった。小浜藩では、このうちの若狭国・越前国敦賀郡について絵図の作成作業に入ったのである。また、史料4では、藩主酒井忠勝は国許で作成された絵図を江戸へ取り寄せた上で、作成を担当した学翁に褒美銀の支給を指示しており、作成作業が大詰めに近づいていたことを示している。

史料4の段階で江戸に取り寄せられた絵図は「國中并敦賀郡繪圖」ではなく、「國中繪圖」であった。史料1の「國中并敦賀郡繪圖」が「國中繪圖」と「敦賀郡繪圖」の2葉の絵図であったのか、あるいは若狭国・越前敦賀郡を合わせた一葉の絵図であったのかという

点をこれらの史料から判断することは困難である。しかし、正保国絵図作成の指示が幕府から出された1644年の越前国は、小浜藩だけでなく、福井・大野・丸岡など各藩の領地や幕府領などが入り組み、複数の領主によって支配されていたことから、正保肥前国絵図の作成過程が参考になろう。越前国と同様に複数の大名領地があった肥前国では、絵図元の佐賀藩が肥前国の各領主に領分絵図の作成・提出を要請し、それらをまとめる形で国絵図を完成させた²³⁾。上原も、一国が複数領主から構成される場合、各領主の作成した領分絵図に基づいて絵図元が国絵図を作成するという官撰国絵図の作成過程があったことを認めている²⁴⁾。こうしたことから、越前国の絵図元であった福井藩が佐賀藩と同じ手続きに従って越前国絵図を作成したことは十分に考えられ、「國中并敦賀郡繪圖」は小浜藩が担当する若狭一国の絵図と越前藩へ提出する敦賀郡絵図（領分絵図）の2葉の絵図を指していたと考えられよう。後述するように、史料2で酒井忠勝の指示が若狭国内に関する事柄に限られていたことも、その傍証と見ることができる。

以上のように、小浜藩の正保若狭国絵図の作成作業は、「國中并敦賀郡繪圖」から「國中繪圖」へと進んでいる。こうした小浜藩の国絵図の作成過程から考えて、『小浜市史』の史料2と史料3の配列には疑問がある。史料2では第6条に「國中繪圖」と記されているのに対して、史料3第3条の「繪圖」は同第4条の「若狭三郡敦賀郡色取之事」から若狭・敦賀郡の絵図を指し、内容的には史料1の「國中并敦賀郡」と同じであると考えられるためである。したがって、4点の書下は史

料1→史料3→史料2→史料4の順で発信されたと考えるべきであろう。

(2) 国絵図作成作業と図式の特色

国絵図作成作業の開始を示す史料1の日付3月26日が1645（正保2）年であることはほぼ間違いない、その後の作成作業が史料3から史料2の順で進んだことは書下の内容からも明らかである。史料3の第2～6条は村形内注記、縮尺、郡区分、国境道法注記、郷帳に関する指示で、幕府の絵図基準の再確認という性質のものである。なかでも一里六寸という縮尺の統一是正保国絵図で初めて実施され²⁵⁾、郷から村への呼称変更とともに、念をいれた藩主の指示から作成作業が初期の段階にあったことがわかる。

さらに、史料3で注目されるのは、酒井忠勝が第2条で村名注記の方法を指示しただけで、「丸」と記述された村形の型にとくに言及していないこと、第4条では郡区分に用いる色について作成担当者の案を容認しただけで、郡区分を村形の色分けで行う点には触れていないことである。これらは、幕府の絵図基準を再確認する初期段階でありながら、村形の型や村形の郡区分の方法について絵図作成担当者との間で合意済みであったことを示唆している。しかし、村名注記の方法は結果的に正保国絵図の形式とは異なっていた（第1表）。したがって、第2・4条が幕府へ問い合わせた上での指示であったとは考えられない。史料3第5条に「古キ繪圖」とあるように、正保期より以前に作成された絵図を参考に藩主と絵図作成担当者の間で合意されていたものと考えられる。

これに対して、史料2では若狭国内の町場・寺社の描写方法のほか、知見七ヶ村と虫鹿

正保若狭国絵図の作成過程

第1表 酒井忠勝書下にみられる絵図の様式

		酒井忠勝書下	慶長国絵図	正保国絵図
規格	縮 尺	6寸1里	2~7寸2分1里	6寸1里
図式	村 形	丸	短冊型、丸輪型、小判型	小判型
	村名	村形内	村形内	村形内右
	村高	村形外	村形外、村形内、村形内~外	村形内左
図式	郡 区 分	(村形色分け)	村形色分け 郡界線 村形記号	村形色分け 黒色郡界線
	宿 町	景観描写	[四角型]	丸輪型 四角型 村形と区別なし
注記	国境道法	有	有	有
	山 河 名	有	[無]	有

- 注) 1. 慶長国絵図・正保国絵図の様式は、川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』、古今書院、1984、による。
 2. () 内は推定される図式。
 3. [] 内は慶長越前国絵図による。山河名は「白山」が記載されているが、後年の国絵図に記載されているこの他の山河名がないため、ここでは暫定的に「無」とした。

野村の取り扱いについて作成担当者に指示が出されている。とくに後者からは、作成作業が古い郷帳や古絵図と今回の調査結果とを照合した上、国絵図に記載する村々を詳細に検討する段階に入っていたことがわかり、史料3から見れば、作業の進捗ぶりが知れるのである。しかし、史料2の書下では町屋の景観描写が史料3と同様に指示されているほか、知見七か村や虫鹿野村など絵図に記載する村についての検討も継続中で、下絵図が未完成であったことは明らかである。

史料4になると若狭国絵図の完成に見通しがついたとはいえる、「委ハ口上ニ申遣候間、学翁・足立七左衛門申渡相調可申候事」と、なお修正を必要としている。確証はないが、史料2が下絵図の作成段階であった点を考えると、幕府の内見を受け、この段階で修正指示があったものと思われる。

正保国絵図の献納期は1645（正保2）年から1649（慶安2）年頃にかけてと考えられているが、小浜藩による若狭国絵図の献納時期を明確に示す史料はなく、4つの書下に記された発信月日などから推定するほかはない。既述のように4つの書下の発信順序は史料1→史料3→史料2→史料4であり、発信年が確実な史料1を除けば、史料4に発信年を推定させる内容が見られるだけである。それは、第2条で佐柿茶屋の再建に必要な設計図が江戸に届いた旨を述べた後に、「去年こほち置候古家」と茶屋の破損が「去年」であったことを記している点である。佐柿茶屋破損の件については、1645年閏5月6日付書下第8条に「一 佐柿茶屋殊之外破損申候。其上あまり大ク不入家共候間、作リ直シ可申候間、唯今之屋敷のらい只今迄有之家共之指圖不仕候而、念を入所々ニ書付を仕、合點參候様ニ仕

可越候事²⁶⁾」とあって、1645年に茶屋が破損したことがわかる。これによって、史料4第2条の「去年」とは1645年、したがって史料4の発信年は1646年で、また史料3・史料2は1645年から1646年にかけて発信されたことになる。史料3・史料2はそれぞれに記された発信月日と発信順序から考えて、1645年8月23日、1646年6月2日と考えられる。そして、史料2が1646年6月2日であれば、その後に発信され、幕府の内見を経た後と思われる史料4は1646年も押し詰まった時期に発信されたものと考えられる。

完成した正保若狭国絵図の献納に関する記録は見あたらない。ただ、史料2の書下が発信された1645年6月に1回目の内見を仰ぎ、大幅は修正を求められた広島藩では、1645年11月に2度目の内見を受け、1646年5月に国絵図を献納している²⁷⁾。この広島藩を参考に若狭国絵図の完成期を推定すると、小浜藩の作成作業は幕府内見の時期で広島藩より約1年遅れ、1646年中頃に幕府内見を受け、そこで幕府から求められた修正指示の内容を国許へ伝達したのが1646年末と推定される。小浜藩による国絵図の献納は、幕府内見が1度で済んだとすれば1647年前半、2度の内見があったとすれば1647年後半、あるいは1648年に入っていたと考えられよう。

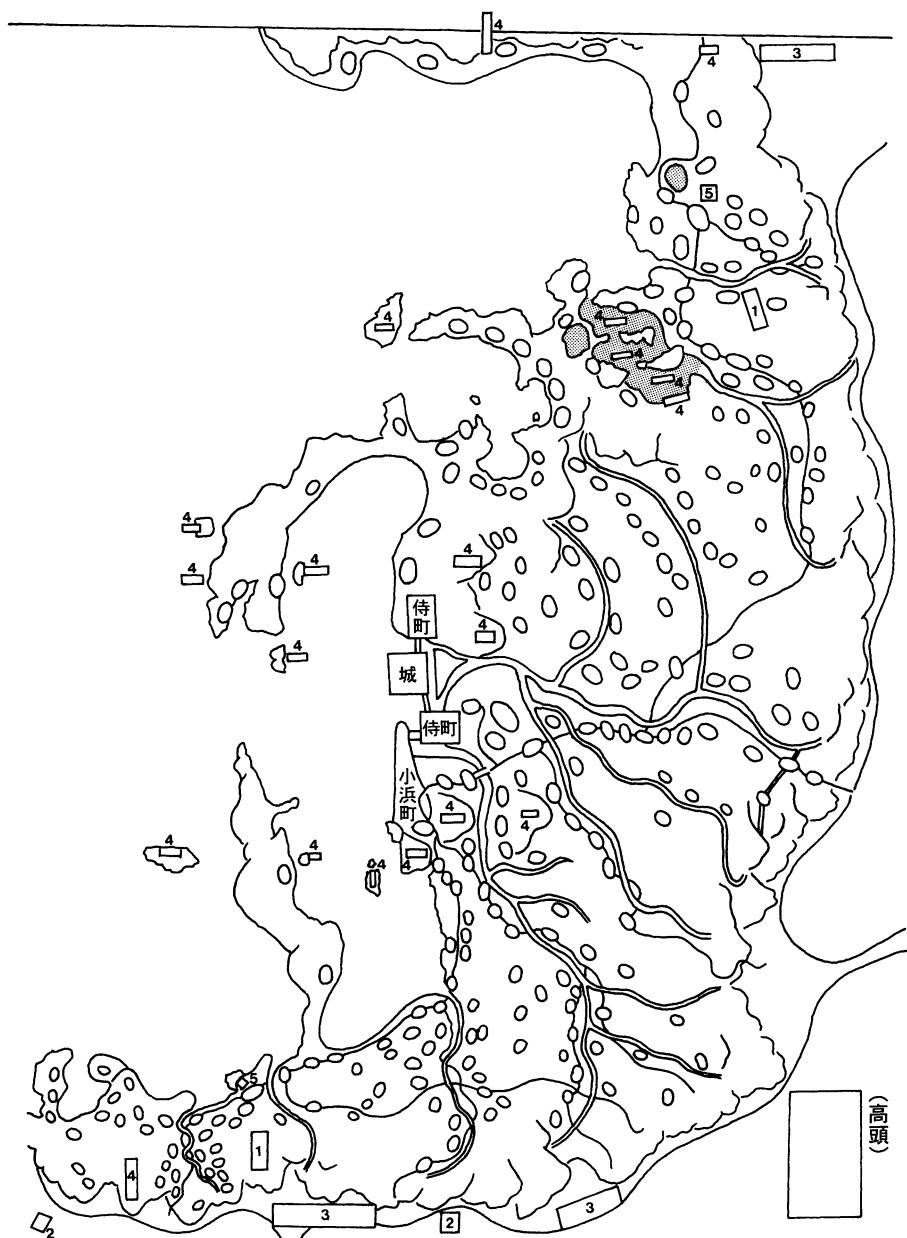
III. 国絵図作成の参考絵図

史料2・3によれば、小浜藩では小判型または丸輪型の村形、村名だけの村形内注記、村形の色分けによる郡区分、城郭や町の景観描写などの図式を採用していた。城郭の景観描写を除けば、これらは幕府の絵図作成基準

でとくに指示がなかったものである。これらの図式は慶長国絵図のそれに類似した特徴をもっているが²⁸⁾（第1表）、小浜藩では正保若狭国絵図を作成するために古絵図を参照しており、村形以下の図式を古絵図に基づいて採用したとすると、その絵図は慶長国絵図またはその関連絵図であったと思われる。「丸」と記載された村形が丸輪型か小判型かの判断は難しいが、絵図作成担当者が考えていた村高の表示方法は村形の上部に札を貼るというもので、やはり慶長国絵図に多い村形外に村高を記載する形式と一致する²⁹⁾。また、村高の記載を不要としたのは慶長国絵図と大きく異なるが、それは国絵図とは別に郷帳（知行村高之帳）を添付する予定になっていたのである（史料3第2条）。

小浜藩が正保国絵図作成で参照したと思われる絵図については、検討すべき絵図が2つある。その一つは、名古屋市蓬左文庫所蔵の「延宝以前若狭国図」（第2図）と呼ばれる若狭国古絵図である³⁰⁾。この古絵図の筆写年代は1716（享保元）年であるが、蓬左文庫蔵の慶長越前国絵図写図と山地の描き方が似ていること、図中に記載された若狭国石高85,099.670石が正保郷帳の85,460.0889石より少ないとから、当図は正保以前の古絵図と推定されている³¹⁾。ただ、この二つの数値は、既述のように、ともに正保郷帳の若狭国石高として使用されている。したがって、「延宝以前若狭国図」は、正保郷帳の石高を前者とすれば正保期の絵図であり、後者とすればそれ以前の古絵図ということになる。

「延宝以前若狭国図」の内容は、注記がほとんどなく、小判形の村形だけで村名の記載がない箇所があつたり、村名の下に「村」が



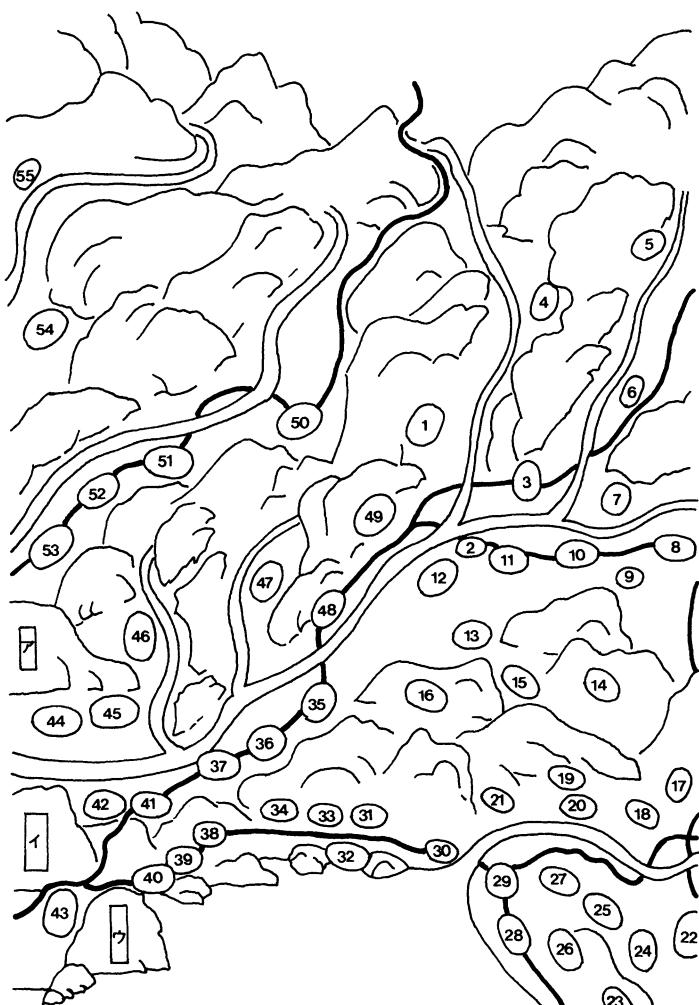
○ 村形 ● 湖沼	1 郡名注記 2 国名注記 3 地名注記	4 地名注記 5 古城
--	---	------------------------------

第2図 延宝以前若狭国図（トレース図）
 （『小浜市史 絵図地図編』図2より作成）
 注）1. 村形内をはじめ、文字注記は省略した。
 2. 山地は国境付近にとどめ、他は省略した。

ないものが大半であったりするなど、国絵図関連絵図としてはかなり粗略なものである。そのため、原図をどこまで忠実に写し取ったものか懸念がある。しかし、村形が小判形で、村名のみが記入されていること、町と村で村形に区別がなく、村形内に○○町と記入していることなど、史料2・3の書下発信以前の状況を窺わせる図式がある。また、史料2第

4条の知見七ヶ村と第5条の虫鹿野村の取り扱いを「延宝以前若狭国図」で見ると、知見七ヶ村の内の小倉畠村・上ヶ野村・久坂村3ヶ村を記載するのに対して、虫鹿野村については木谷村以下5ヶ村の記載はなく、虫鹿野村だけを載せている(第3図)。史料2第4条では古絵図には触れていないが、第5条の内容から考えて、古本帳と同様に小倉畠村以

ア 多田ヶ嶽	27 岡田
イ 後世山	28 本江(本部)
ウ 青井山	29 下園
	30 尾内
1 小倉畠	31 長井
2 久坂	32 岡津
3 上野(峯野)	33 鮎川
4 虫鹿野	34 本庄
5 志見谷	35 五十谷
6 なか	36 飛川
7 片内	37 滝谷
8 井上村	38(欠)
9 西谷	39 西勢
10 下村	40 東勢
11 小倉	41 矢
12 三重村	42 田部
13 和多田	43 青井
14 小屋	44 野代
15 田村	45 尾崎
16 久保谷	46 須繩
17 広野	47 田縄
18 神崎	48 桂木
19 野尻	49 源谷
20 芝崎	50 上根来
21 山田	51 下根来
22 岡安	52 中野
23 上車持	53 神宮寺
24 広岡	54 明通寺
25 万願寺	55 池河内
26 小掘	



第3図 遠敷郡西部 大飯郡東部(トレース図)

(『小浜市史 絵図地図編』図2より作成)

注) 1. () 内は筆者が補足した。

2. 「村」の有無は原図にしたがった。

下3か村が描かれていたと考えるのが適当であろう。それゆえ、「延宝以前若狭国図」のこの部分に関する内容は、史料2第4・5条の問い合わせで作成担当者が参照した古本帳や古絵図の内容に一致することになる。「延宝以前若狭国図」と史料2第5条「古絵図」とが内容的に一致するならば、「延宝以前若狭図」は正保若狭国絵図以前の古絵図あるいはその関連絵図ということになり、同図の若狭国石高も正保郷帳以前の石高である可能性が高くなる。

もう一つの絵図は、小浜藩が正保国絵図の作成以前に所蔵していた若州・敦賀・高島絵図である。その存在は、1640（寛永17）年11月5日付國許年寄連署状第2条に「先年も御國之繪圖敦賀にて御覧候由承候。爰許ニ無御座候間、若州・敦賀・高島繪圖 御前ニ御座候を急御写可被下候。其許御闇敷御座候者御本を御上せ被成可被下候。爰元にてうつさせ可申候事³²⁾。」とあることで確認できる。この絵図の作成年や作成者、絵図の様式・内容、そして「延宝以前若狭国図」との関連などは、一切不明である。しかし、若州・敦賀・高島絵図は1640年以前から存在していた絵図で、小浜に写図が保管され、正保国絵図の作成担当者が直接見る機会があったとすれば、この絵図であろう。

IV. おわりに

本稿では、「若狭敦賀之絵図」が正保若狭国絵図の控絵図と位置づけることの妥当性を検討するため、4点の酒井忠勝書下から正保若狭国絵図の作成過程を考察してきた。それによると、小浜藩は国絵図の作成に当たって

古絵図を参照しつつ、1645年3月に「國中并敦賀郡繪圖」の作成を開始し、1646年中に「國中繪圖」の作成作業を進め、1646年中に幕府内見を受けて1647年あるいは1648年以降に若狭一国の国絵図を完成させたと考えられるのである。「若狭敦賀之絵図」と1646年6月2日以降に発信された書下との内容の一一致から、「若狭敦賀之絵図」が国絵図の作成過程で得た情報を盛り込んでいたことは間違いない。しかし、幕府に献納された国絵図は若狭一国の絵図である。したがって、「若狭敦賀之絵図」は小浜藩が献納した正保若狭国絵図の控絵図ではないことは明らかである。

しかし、「若狭敦賀之絵図」が正保若狭国絵図の下絵図であった可能性は、なお残されている。ただ、下絵図といっても、史料1の「國中并敦賀郡繪圖」を「國中繪圖」と越前国敦賀郡絵図（領分絵図）の2葉の絵図と理解するのか、あるいは1葉の絵図と理解するのかによって、二つの考え方があり立つ。既に述べたように前者の可能性が高いと考えられるが、この場合、若狭国絵図の下絵図と敦賀郡絵図（領分絵図）の2葉が接合されたことになる。一方、1645（正保2）年6月に幕府が広島藩の「御領大絵図」について求めた修正内容の中に、安芸・備後2か国にまたがる「御領大絵図」を「安芸国、備後国一国切りニ」することが含まれており³³⁾、2カ国にまたがる絵図の作成が行われていた例もあることから、後者の場合も完全に否定できない。「若狭敦賀之絵図」とほぼ同じ内容をもつことで知られている中川忠英旧蔵「若狭国并越前国」絵図が存在することも、若狭国と越前国敦賀郡にまたがる1葉の絵図が作成された可能性を示唆している³⁴⁾。仮に「國中并敦賀

「郡繪圖」が1葉の絵図であったとすると、国絵図の作成途中で敦賀郡が切り離されたことになり、「若狭敦賀之絵図」は史料1・史料2の段階で作成されていた下絵図になる。

「若狭敦賀之絵図」が正保若狭国絵図の下絵図なのか、下絵図とすれば、初期に作成されたものなのか、作成過程で敦賀郡絵図を切り離したものなのか、あるいは正保期の国絵図作成事業と関連した別図であるのかという点は、「若狭敦賀之絵図」の内容をさらに検討した上で判断すべき今後の課題である。

注

- 1) 河田「本邦地図考」、史学雑誌6-4・5、1895、32~41頁。
- 2) 川村博忠①『江戸幕府官撰国絵図の研究』、古今書院、1984、534頁。②『国絵図』、吉川弘文館、1990、251頁。
- 3) 上原秀明「慶長肥後国絵図の記載内容について」、熊本短大論集43-1、1992、33~72頁。同「慶長肥後国絵図の歴史地理学的研究—その構造と表現法—」、熊本短大論集43-2、1993、18~58頁。
- 4) 磯永和貴「宇治市歴史資料館本『正保山城国絵図』の記載内容」、歴史地理学169、1994、23~45頁。
- 5) 平井松午「阿波の古地図を読む」、(徳島建設文化研究会編)『阿波の絵図』、徳島建設文化研究会、1994、所収)、89~106頁。
- 6) 藤田裕嗣「阿波国絵図に描かれた吉野川流域」、歴史地理学182、1997、53~71頁。
- 7) 小野寺淳「絵図に描かれた自然環境—出羽国絵図の植生表現を例に—」、歴史地理学172、1995、21~35頁。
- 8) ①小浜市史編纂委員会編『小浜市史 藩政史料編一』、小浜市役所、1983、付図。但し、この図版は元禄国絵図の写図として紹介されていた。②福井県編『福井県史 資料編16上 絵図・地図』、福井県、1990、図6。③小浜市史編纂委員会編『小浜市史 絵図地図編』、小浜市役所、1993、図3。
- 9) 前掲7)、①。
- 10) 正保郷帳の若狭国石高については85,460.0889石と85,099.670石の2つの数値がある。ここで用いられた数値は前者である。ま

た、川村は正保郷帳の若狭国石高を85,099.670石とし(前掲2)①、261頁)、『小浜市史 絵図地図編 図版・解題』は85,460.0889石としている(後掲12)②、17頁)。

- 11) 福井井『内閣文庫書誌の研究(日本書誌学大系12)』、青裳堂書店、1980、386頁。
- 12) ①福井県編『福井県史 資料編16上 絵図・地図 解題・解説』、福井県、1990、17~18頁。②小浜市史編纂委員会編『小浜市史 絵図地図編 図版・解題』、小浜市役所、1993、15~19頁。
- 13) 城絵図の中で城郭は天守や櫓、門、堀、石垣まで鳥瞰的に景観描写することが要求されていた(前掲2)①、164~168頁)。
- 14) 現存する正保国絵図の中で城郭を景観描写したものには石見、豊前などがある(前掲2)①、145頁)。しかし、町場まで景観描写した例は知られていない。
- 15) 国立公文書館内閣文庫蔵の松平乗命旧蔵の若狭国絵図は正保国絵図の写図と推定されている(前掲11)、401頁)。しかし、後述するように問題点があり、そのように断定できないため、ここでは除いた。
- 16) 前掲2)①、120~127頁。
- 17) 前掲7)①、336~337頁。
- 18) 前掲7)①、337~338頁。
- 19) 前掲7)①、343~344頁。
- 20) 前掲7)①、349~350頁。
- 21) 前掲7)①、352~353頁。
- 22) 前掲7)①、353~354頁。
- 23) 前掲2)①、385~395頁。
- 24) 上原秀明「元禄九年和泉国分間絵図の調整過程とその構造」(葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー 下巻』、地人書房、1989、所収)、77~91頁。
- 25) 前掲2)①、137頁。および前掲2)②、108~109頁。
- 26) 前掲7)①、346~348頁。
- 27) 前掲2)①、131頁。
- 28) 前掲2)①、68~75頁、および第1表。
- 29) 前掲2)①、第1表。
- 30) 前掲7)③、第2図。
- 31) 前掲12)②、14~15頁。
- 32) 前掲7)①、258~260頁。
- 33) 前掲2)①、129~131頁。
- 34) 川村と福井は作成年代で異なった見解をもっているが、官撰国絵図の写図であるという点では一致している(前掲2)①、174~184頁。前掲11)、375~393頁)。しかし、それは正保期に小浜藩が献納した国絵図の写図ではあり得ず、下絵図であったとしても官撰国絵図の写図ではないことにかわりがない。中川忠英旧蔵国絵図をすべて官撰国絵図の写図とみなすことには、慎重な態度が必要であろう。